

作 業 基 準

伊 豆 諸 島 開 発 株 式 会 社

目 次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知
- 第6章 コンテナ固縛作業

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、各航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客係 (2人以上)
- ② 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し 綱取係 (2人以上)
- ③ 乗船待機中の旅客の誘導 整理係 (2人以上)

(2) 船内作業

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客係 (2人以上)
- 2 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、(副)運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) 旅客の乗船中における船内の巡視
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、(副)運航管理者に報告すること。
 - (2) (副)運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (3) (副)運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品 (以下「刀剣等」という。) の取扱い

は、次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込があったときは、直ちに、(副) 運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) (副) 運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、(副) 運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を(副) 運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上の旅客係員は、船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

- 第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸20分前から乗船作業を開始する。
- 2 船内作業指揮者は、タラップ等の架設の完了を確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船作業開始の合図をする。
 - 3 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船の開始するよう指示する。
 - 4 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導し、船内の旅客係員は乗船口から船内に誘導する。
 - 5 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数(無料幼児を含む)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して(副) 運航管理者及び船長に報告する。

(離岸準備作業)

- 第8条 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻の2分前になったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断策を張り人道橋を収納する。
- 2 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
 - 3 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数を速やかに船長に報告する。

(離岸作業)

第9条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航ベルを鳴らさせる)と

ともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

- 2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留策を放す。

(船内巡視)

第10条 船内巡視は、別紙船内巡視要領に定める組織及び要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長

又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

- 第11条 (副) 運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。
- 2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻10分前までに綱取り作業、タラップの架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

- 第12条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 2 船内作業員は、係留索の発射にあたっては、陸上作業員その他に危害を加えることのないよう十分注意するとともに、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
 - 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

- 第13条 船長及び(副) 運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないようタラップの保安及び係留方法に十分留意する。

(下船作業)

- 第14条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業指揮者及び船内作業指揮者に号笛により合図する。
- 2 陸上作業指揮者は、前項の確認したときは、船長に対し号笛により合図する。
 - 3 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、船内の旅客係員を指揮して(適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。)旅客を誘導し下船させる。

(下船の終了)

- 第15条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮してタラップ等を収納する。
- 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ(副) 運航管理者及び船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第16条 (副) 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を放送及び掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。
- (1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
 - (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
 - (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
 - (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第17条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等(ビデオ放送その他の方法を含む。)により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
 - (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (5) その他旅客が遵守すべき事項
- 2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

第6章 コンテナ固縛作業

（暴露甲板直載コンテナの固縛）

- 第18条 船長は、暴露甲板にコンテナを積載する際には、コンテナを固縛させなければならない。但し、航海中に気象海象が悪化するおそれがあると認めるときは、オーバーラッシング等の実施を指示しなければならない。
- 2 船長は、暴露甲板に積載したコンテナを下記要領で固縛させなければならない。
 - (1) 固縛ワイヤー、固縛用ストッパー、固縛用ターンバックル等の固定用具を使用する。これらの用具は定期的に整備しておかねばならない。
 - (2) コンテナを固縛する際には、滑り止めの木製ダンネージ、もしくはゴムマットを敷かねばならない。
 - (3) 積載されたコンテナの上部4個所の隅金具に、固縛用ワイヤーを通し、固縛しなければならない。
 - (4) 固縛用ストッパー、固縛用ターンバックルを使用して、固縛用ワイヤーを締めつけなければならない。
 - (5) 複数のコンテナが並んだ場合、隣同士のコンテナ隅金具に固縛用ワイヤーを通し固縛しなければならない。
 - 3 船長は、状況により船倉内のコンテナを個縛させなければならない。
 - 4 船長は、作業終了後個縛状況を報告させなければならない。